

様式第1号(第4条関係)

燕市長 様

年 月 日

燕市移住・就業等支援事業補助金交付申請書

燕市移住・就業等支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、燕市移住・就業等支援事業補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年 月日	西暦	年	月	日
氏名 (署名)	(本人の手書きによらない場合は、記名押印)					
住所	〒	電話 番号				
メール アドレス						

2 燕市移住・就業等支援事業補助金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	単身 (60万円)	世帯 (100万円)	世帯の場合は同時に移住した家族 の人数 (1の申請者は含まない)	人
補助金の 種類	就業	起業	上記家族の人数のうち18歳未満の 者の人数	人
	テレワーク	関係人口		

3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください) ※

別紙1「燕市移住・就業等支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、燕市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(2人以上の世帯の場合は世帯員全てが) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて	A. 該当する	B. 該当しない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 燕市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	
----	--

5 (東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京 23 区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

※添付書類

【必ず必要な書類等】

- ①写真付き身分証明書の写し
- ②別紙 1 (誓約事項)、別紙 2 (個人情報取扱い)
- ③移住元の住民票除票の写し (2 人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は世帯員分を含む) 又は戸籍の附票の写し
- ④世帯全員分の住民票の写し

【該当する要件ごとに必要となる書類】

- <雇用される者として東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区に通勤していた場合>
 - ⑤東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
 - ※就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可
 - <法人経営者又は個人事業主等で、東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区に通勤していた場合>
 - ⑥開業届出済証明書等 (移住元での在勤地を確認できる書類)
 - <東京圏から東京 23 区内の大学に通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した場合>
 - ⑦卒業証明書等 (在学期間や卒業校を確認できる書類)
 - ⑧東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
- <要件を満たさず就業をした場合>
 - ⑨就業先企業等の就業証明書 (雇用形態、応募日程等を確認できる書類)
- <要件を満たさず起業をした場合>
 - ⑩起業支援金の交付決定通知書の写し
- <テレワークの要件に該当する場合>
 - ⑪所属先企業等の就業証明書 (自己の意思等を確認できる書類)
- <燕市が移住支援事業の対象として認める関係人口の場合>
 - ⑫当該関係人口であることを証する書類
- <2 人以上の世帯である場合>
 - ⑬転入前、転入後に同一世帯に属する世帯員であることを証する書類

管理コード (新潟県及び燕市使用欄)	
--------------------	--

(様式第 1 号別紙 1)

燕市移住・就業等支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 燕市移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び燕市から調査を求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、燕市移住・就業等支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、速やかに燕市に報告し、当該補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 燕市移住・就業等支援事業補助金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 燕市移住・就業等支援事業補助金の申請日から 3 年未満に燕市から転出した場合：全額
 - (3) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 燕市移住・就業等支援事業補助金の申請日から 3 年以上 5 年以内に燕市から転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 燕市移住・就業等支援事業補助金の申請日から 1 年以内に当該補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(様式第 1 号別紙 2)

燕市移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び燕市は、燕市移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び燕市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。